

目次

傍聴してきました！「第6回障がい者制度改革推進会議」	2～3
福島内閣府特命大臣への要望書	3
児童発達支援にかかわる全国職員研修会	4
「障がい者制度改革推進会議」に要望を出しました	5～6
★ご案内★ 子どもの未来をつくる仕事～保育・療育ともに支えあう障害児の発達	7
★ご案内★ 国連子どもの権利委員会（5月27・28日）へ！私たちの声を届けよう	7
全通連（全国発達支援通園事業連絡協議会）署名のお願い	8

第6回障がい者制度改革推進会議の様子



金閣寺

政権交代のあと、障害者自立支援法の廃止を厚生労働大臣は約束し、新法を作るために「障がい者制度改革推進会議」が正月あけから始まりました。昨年末は、障害者自立支援法訴訟も国と合意文書を結び、各地裁では和解が行われ、4月21日は東京地裁での和解で一区切りを向かえます。

怒涛のような年末年始を過ごし、時代が急変していくさなかに身をおいていることを実感する毎日でした。私の生活も人生で一番たくさんと新幹線に乗ったのではないのでしょうか。訴訟の勝利をめざす京都の会事務局長としての忙しい生活に忙殺されてしまっただけでした。早くニュースを出して情勢を伝えなければと焦っていたのですが、気持ちと時間がついていかず、今になったことをお詫びします。きっと各地で「情勢はどうなっているのか」、「何かしなくてよいのか」などの声が上がっていたことと思います。

今号は、今の複雑な情勢を丸ごとお届けします。これからのポイントは、推進会議に障害乳幼児に関わる保護者や療育施設、母子保健関係などの声を聞いてもらうことです。そしてぜひ「子ども部会」を設置しそこの議論が進められることです。ちょっと言い方イマイチですが、「ふん」としを締めなおして「再度力を合わせましょう」。

そして5月23日に京都でお会いしましょう。

（事務局長 池添素）



傍聴してきました！ 「第6回障がい者制度改革推進会議」

池添素（本会事務局長）

国会を仰ぎ見るような場所に立つ合同庁舎の2階が「第6回障がい者制度改革推進会議」の会場です。そこにたどり着くまでに3回の身分チェックがありました。最近の国の建物への入館はきびしさを増しています。

写真（表紙）のようなレイアウトで正面に福島瑞穂特命大臣や国の関係者と、東室長や小川議長や藤井議長代理が座ります。四角い座席の三方はこの日は20人の委員が座りました。会議の構成メンバーは、障害をもつ当事者が多く、知的障害者の当事者団体「ピールファースト北海道」会長の肩書きの土本委員をはじめ、車椅子利用者や聴覚障害や視覚障害のある方、盲聾の障害をもつお2人の方。手話通訳や触手話通訳など、介助者は20人以上。

しかし、残念なことに現在障害児の問題に直接かかわっておられる方はおられず、乳幼児健診の役割や療育の意味、子どもの障害や発達の弱さに悩む親の気持ちに沿った議論の展開にならなかったことが残念です。

以下の傍聴記は池添の記録により報告するものです。

障害児支援で話し合われた柱

1番目は、

「障害児支援の基本的な考え方」

委員から出された意見は、子どもの権利条約を根拠に、障害がある前に子どもであることを明確にして、一般児童と区別せず、児童福祉法で対応すべきだという意見が大勢を占めていました。さらに、障害があるということでの必要な支援は、児童福祉法に上乗せするという意見があり、障害の定義を見直す必要があるということも出されました。

2番目は、

「出生直後から乳幼児期の相談支援のあり方」

障害の早期発見や対応について意見がいろいろ出されていきました。障害が早期に発見されることが、障害のない子どもとの分離隔離につながるという意見もあり、大幅な現状認識の違いがあると思われました。親を孤立させてはいけない、そのための総合的な支援が地域で受けられる必要があるということでは多くの委員の意見が一致しました。

3番目は、

「就学前の支援策のあり方」

ここではそもそも通園施設はいらないという意見や、保育所の統合保育を前提にして考えるべきなど、保護者や地域の実情抜きの議論が進みました。地域格差が大きく、障害種別でも十分な施設や社会資源がないという現状を一刻も早く解決したいという現場の思いはうまく伝わっていないと感じました。また、障害が早期に発見され療育を利用すると、就学は特別支援教育の道しか開かれていないとの認識もあり、すいぶんこの点も実態と離れていると思いました。

4番目は、

「市町村を基本とした相談支援体制について」

障害がわかると専門家からネガティブな話を聞かされ、子育てに消極的になることが多いと言いつける委員もいて、早期から支援を開始して救われた親がたくさんいることなどがわかっていただけではないと思われました。

少数意見だけけれども

わずか60分の間に障害乳幼児の問題が議論されるという、かなり無理なスケジュールで進められた推進会議です。わずかですが、家族を孤立させない支援が必要で、通園施設の果たしている大切な役割や、入所施設は以前と違い、虐待などの社会的養護機能を果たしているとの発言もありました。

北海道のように社会資源の少ない地域では一箇所ですべての支援ができるワンストップソリューションなどが必要。子どもの権利条約を、まったく国内法を変えずに批准したことはおかしい。児童福祉法はもう古い、せひ「子ども基本法」を作るべきだとの意見もありました。

いずれにしても、乳幼児健診の充実など、障害がある前に子どもとしての必要な支援や、障害や発達の弱さに対しての専門的な支援、療育施設の充実、地域格差をなくすことなど、「持ちこたせない会」の意見も提出していましたが、まったく触れられずに議論が終わったことに大きな疑問と問題を感じました。せひ、「子ども部会」を設置していただき当事者の声が新法に反映するように強く求めていく必要を強く感じました。まさに「私たち抜きに私たちのことを決めないで」と声を大きくして国と推進会議に求めていきたいと思えます。

推進会議これまで6回開かれまして。傍聴できる人数は20名です。毎回テーマが異なりますが、5回目は障害児教育、6回目が障害乳幼児問題と、子どもたちにかかわるテーマが続ぎ、なんとこれも傍聴して議論を見守りたいと思いました。特に子どもの問題は専門家が委員の中にいないので余計にどんな議論になるのか気がかりでした。

全国の関係者の皆さんに呼びかけ、推進会議の傍聴申し込みをしていただきました。5回目までは特に決まりごととはなく、傍聴券を持っていれば、

◀ いれば誰でも入ることができました。ところが6回目から「本人以外ダメ、証明できるもの持参」という但し書きが書き加えられました。

合同庁舎入り口から会場へのチェックが入れない事態が発生。全障研全国事務局長、JD（日本障害者協議会）の情報委員長でもある園部さんが先頭に立って対応していただき、代理でも委任状と傍聴券があれば入室できることになりました。わずか20人しか傍聴できないなかで、開かれます。当事者に開かれた会になることを心から要望します。

なお、当日乳幼児分野から傍聴したのは、近藤直子（持ち込ませない会副代表）加々見ちづ子（仙台・なのはなホーム園長）吉田文子（東久留米・わかくさ学園）小関葉子（仙台保護者）中村尚代（東京保護者）池添素

（本会事務局長）この事態に対しての抗議と要望を出しました

拝啓 福島みずほ 内閣府特命大臣 様 へ

先日、3月30日の「障がい者制度改革推進会議」を傍聴させていただきました。

福島大臣が4時間という会議すべてに出席され、本当に真剣に障害者問題にむきあっておられる姿に、たいへん感動いたしました。また、「会議の構成員も、傍聴者も、インターネットでみている人たちもいっしょになってがんばっていこう」の発言に、ここから励まされました。

ところが、第7回の推進会議を傍聴したいと、内閣府のホームページをみたところ、赤い太字でつぎのように書かれていて、とても悲しい気持ちになりました。

「5 抽選の結果傍聴できることになった方へ

入館時に身分証等で氏名を確認させていただき、発送いたします傍聴券のご本人であることが確認できない場合には、建物への入館もお断りいたしますので、予めご了承下さい。

抽選の公正と警備の観点から、ご協力願います。」

「警備」の観点からは理解できますが「公正」とはどういう意味なのでしょう？

第6回推進会議のテーマは「障害児」と聞き、構成員には、現在大きな問題をかかえている療育現場に関わっておられる方がいらっしゃるから、数少ない貴重な傍聴券を活用して、お母さんや関係者が仙台や名古屋、京都などから（もちろん交通費自前、仕事も休んで）傍聴しました。

感想では「傍聴してほんとによかった。構成員の人たちの30年前の体験はそうかもしれないけど、いま、自分たちが地方で直面している具体的な困難は、議論の正面に据えられているとは感じられない。推進会議には期待も大きいけど、とても不安で、もっと意見をのべないと、ほんとによくなることになるのか、とても不安です」等おっしゃってました。

このお母さんたちと、内閣府の入口にいた二人のスタッフとの間で、ややトラブルがありました。内閣府の窓口の対応がまちまちで、貴重な傍聴券を有効に活用して、どうしたら具体的に傍聴できるかわからなかったからです。結局「傍聴券の本人ではないときは、委任状があればいい」と聞き、それぞれ身分証明書を提示して傍聴しました。

ところが、今回の赤い太字の強調からは、「公正」の反対は「不正」ですから、＜あなたがたは不正で、建物への入館もお断りします＞と読めてしまいます。

傍聴したい。自分たちのことが検討される場に、意見は言えなくてもどんなことが話されているかぜひ聞きたい。そう願うことは「不正」なのでしょうか？

本来、開かれた会議は、傍聴は希望者はだれでも参加できることが当然のことではないでしょうか？ 一般の裁判所の傍聴でさえ、当選した傍聴券を積極的に活用することは通例です。会議の「警備」の観点からは、傍聴券を持っている人その人が証明されれば問題はないはずです。

推進会議への期待が大きいだけに、今回の内閣府の傍聴のあつかいはとても悲しいです。ぜひ、ご再考されることを、ここから願います。

なお、とりわけ「障害児」や「教育」をめぐるっては、今日の現場で直面している事実や実態が議論の根底に据えられていないことを痛感いたします。

今後のヒヤリングや部会検討では、障害乳幼児に利益負担を持ち込ませない会や全国障害者問題研究会の代表者を積極的に参加させてください。

2010年4月2日
全国障害者問題研究会事務局長 園部英夫

「児童発達支援に関わる全国職員研修会」

開催されました！

去る2月24日から26日の3日間、東

京の戸山サンライズにおいて第1回「児童発達支援に関わる全国職員研修会」が、全国児童発達支援協議会（以下発支協）の主催で開催されました。

平成21年度厚生労働省障害者自立支援調査研究プロジェクト「障害児施設の一元化に向けた職員養成に関する調査研究事業」に関する研究班の取り組みとして行なった研修会ですが、ほぼ同時並行して準備してきた「発支協」を主催としています。

知的・肢体・難聴の3種別に分かれた通園施設と、児童テイスサービス事業は、これまでも4通園のゆるやかな交流はしてきましたが、20年度の厚生省研究班「地域における障害児の重層的支援システムの構築と障害児通園施設の在り方に関する研究」を経て、「身近な地域での発達支援」を保障するための「一元化」を共通点に「発支協」は生まれてきました。それは、一昨行われた「障害児支援に関する見直し検討会」や「社保審・障害者部会」の報告と、それを受けてつくられた「障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正案」で打ち出された「障害児施設の一元化」の方向性を具体化する過程

と重なるものです。

不安と期待の研修内容

今回の研修会の案内は、全国のすべて通園施設と児童テイスに送付されました。その中で200名ほどの参加で行われました。

「一元化」への期待と題した講義が3本。今後さらに重要になると考えられている家族支援と地域ネットワークづくりについての講義。

それらを受けて全員参加でグループディスカッションと報告会。一元化に対する期待や不安たくさん出されました。

不安としては、建物や設備が現状のままでは対応できない、様々なタイプの子どもに対応できるのか、新たな専門性を求められて、こたえられるのか、医療ケア対応できるか、知的の子が肢体の子の上を歩く、医療機器等が気になる子どもがいるなど、安全確保は出来るかなど、イメージできないことと不安を高めています。

一方で期待として、身近で通えることで地域で暮らすことの意味がある、選択肢が増える可能性がある、二入

にあった多彩なサービス提供の可能性、種別を越え子どもの中で子どもが育つ、障害のハザマにいた親子を拾える、誰も取りこぼさないなどが出された。

その他、市町村移管で児相との関係がどうなるのかなど仕組みのものに対する不安も出されました。

ただ単に「一元化」といっても条件整備抜きに形だけ進めることには無理があります。ハード面も、人材育成を含めたソフト面も共に条件整備が必要です。そもそも施設・事業所の絶対数が足りません。もともと一元化している児童テイスは、全国あまねく設置されること、設備・人員配置が充実されることが求められます。

最後に、DPI日本会議の理事で「障がい者制度改革推進会議」担当室の金政玉（キム・ジョンオク）氏を招いて今後の障害者（児）施策の方向性についてお話を伺いました。

障害者の権利条約の批准に向けた国内法整備という積極的な面を持ちながらも、子どもにかかわる部分は全くと言っていいほど抜けていることが改めて分かりました。

全国児童発達支援協議会（四通園）が、「障がい者制度改革推進会議」担当室と懇談

今まさに政府内で新たな法整備に向けた議論が行われていますが、その会議を運営しているのが「担当室」です。金政玉氏はその担当者であり、

「研修会」で講師として招いたことにつながり、お話を聞いていただけることになりました。

知的、肢体、難聴の通園施設の団体の代表とともに、全国発達支援通園事業連絡協議会（全通連）も児童テイスの代表として参加しました。3月4日

（木）の時から内閣府内の担当室の部屋で行われました。金氏とともに東・担当室長が対応して下さいました。短時間でということでしたが約1時間の懇談となりました。

それぞれの種別の固有の課題はまだ色々あるわけですが、
①子どもは子ども法律での対応を。障害者の法律ではなく、児童福祉法で。

②身近な地域での支援を可能にする「一元化」の条件整備を。
③「気になる段階」からの支援を可能にする仕組みづくりを。
④費用負担はできる限り無償に近い形で。

などの4点を全通連として強調してお願いしてまいりました。

民主党政権が、マニフェストに固執することなく実態に合った法制度づくりを行うように今後も積極的な働きかけが必要です。

全通連では、現在全国署名をとりこんでいますのでぜひとも協力ください。

全国発達支援通園事業連絡協議会
事務局長 加藤 淳

「障がい者制度改革推進会議」に 要望を出しました！

3月30日、障がい者制度改革推進会議（福島瑞穂担当大臣）の第6回会議では、障害児支援がテーマとなりました。応益負担を持ち込ませない会は、会議開催に先立ち、別紙のような要望書を提出しました。

推進会議は、新政権発足後、公約の一つである、障害者自立支援法の廃止など障害者施策の抜本的改革にむけ、今年の1月12日に発足しました。これまで制度改革を議論してきた社会保障審議会とは異なり、障害者団体の代表や障害をもつ当事者が委員の半数以上を占めています。自立支援法に替わる総合福祉法のあり方、障害者基本法改正、差別禁止法の制定など、改革の骨格になることから、今夏まで議論がおこなわれる予定です。第4回は労働、第5回は教育などが議論されました。

一方、推進会議に先立つ1月7日には、自立支援法訴訟原告と国との基本合意が交わされました。基本合意では、推進会議での議論において、訴訟で指摘された自立支援法の問題点をふまえることが確認されています。

このように今後の障害関係制度にとって重要な会議ですが、子どもにかかわる委員はいません。黙っていると、保護者や施設関係者の声は反映されまま推移してしまいます。そこで応益負担を持ち込ませない会は、子どもと保護者、通園や児童デイの実態を反映させるために、意見をまとめて、推進会議委員である佐藤久夫さん（日本障害者協議会、JDの役員でもある）に対して提出しました。

今後、推進会議はさらに詰めた議論をするために、いくつかの「部会」を設置する予定です。「子ども部会」を設置し、保護者と乳幼児関係者の声をきくように要望していき、いかにしても大事な時期にきています。

2010年3月20日

障がい者制度改革推進会議への 「障害児」に関する要望

障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会

2008年、障害者自立支援法の改正議論と並行して、「障害児支援の見直し」の作業が行われた。「見直し」によって得られた結論は、障害者自立支援法の枠組みを維持することを前提にしていたためにまったく不十分であったが、成人期とは異なる障害をもつ子どもへの支援の特質に焦点があてられたことは重要である。

そもそも「子ども時代」は特別のケアおよび援助を受ける資格のあることが世界人権宣言で宣言されている。障害のある場合もまずは「子ども」であることを重視しなければならない。

その上で、乳幼児から学齢までのこの時期は、障害のある人びとの他のライフステージとは異なる特徴がある。

- ・ 障害の診断や、その可能性を指摘される時期である
- ・ 障害そのものにたいする治療やケアだけでなく発達への視点をもった支援が必要である
- ・ 本人だけでなく保護者への支援、きょうだいなどの家族への支援が重視される時期である
- ・ 学校教育との関係がつねに意識される時期である

児童期の支援はかならずしも障害の診断（判定）がスタートではない。保健福祉サービス、保育・教育において、障害のない子どもとの境界を明確にすることが困難な局面が多く、子ども全体への支援や子育て支援策を手厚くすることが施策立案の基礎におかれなければならない。他方、障害が明らかな場合もすみやかな支援が開始されなければならないことはいまでもない。こうした特徴から、支援費制度導入によって児童デイサービスに、障害者自立支援法によって児童福祉法下の施策にも持ち込まれた保護者の申請・契約をもって支援が開始される制度は、児童期の特性には相応しくない。必要な場合は、いつでもすみやかに特別な支援が開始されるしくみを展望しなければならない。

また、近年、社会的養護の施策との重なり合いも求められている。

以上から、障がい者制度改革推進会議の今後の審議において、障害一般施策の検討とは別に、子どもに関する部会を設置することを強く要望する

具体的な課題

- ①児童福祉法にある子どもの権利規定を、子どもの権利条約が具体化されるものに改める。そのさい、子どもの権利条約第3条に規定されている「子どもの最善の利益」※)が重視されるべきである。障害がある場合の特別なケアの権利は、子どもの権利条約第23条（障害児）および障害者権利条約第7条（障害のある児童）にそって明文規定する。
- ②乳幼児健康診査（健診）での障害の早期発見を重視し、それにつづく親子教室などの事後指導事業での早期療育、障害に対する医療・リハビリテーション（現状でいえば、補装具や育成医療などの改善充実を含む）などを、障害の発見もれ・対応もれを出さない系統的な施策として実施する。そこにおいては、障害受容期の親や家族への相談支援も重視する。
- ③障害児の通園施設、児童デイサービス、入所施設、放課後支援については、その支援、指導の困難さの実態に鑑み、人員、施設整備に関する現行の施設最低基準を抜本的に見直し、改善する。その際、障害の軽減、治療のために必要とされる各種訓練士、生活支援のために必要とされる各種相談員の配置を新たに規定する。また、障害者自立支援法によって日額現員制になった施設運営費の支給を、月額定員制に改める。
- ④保育所、幼稚園、児童（学童）クラブなど一般施策の施設に通所、通園する障害のある子どもについて、その支援、指導の困難さの実態に鑑み、必要とされる人員の加配について、抜本的に改善する。
- ⑤生命・安全と健康の権利が脅かされている子どもたちを保護し発達の保障をめざして取り組んでいる入所施設の最低基準を抜本的に改善する
- ⑥障害のある子どもの医療、福祉に関わる制度の利用は、教育が無償であることと同等に、基本的に無償とする。
- ⑦すべての施策において、質量両面における地域差を生じさせないために、経費の一般財源化をやめ、国の補助金による義務的な財政保障のもと、地方自治体が実施責任を果たす。



※子どもの権利条約第3条「子どもの最善の利益」

1. 子どもにかかわるすべての活動において、その活動が公的もしくは私的な社会福祉機関、裁判所、行政機関または立法機関によってなされたかどうかにかかわらず、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される。
2. 締約国は、親、法定保護者または子どもに法的な責任を負う他の者の権利および義務を考慮しつつ、子どもに対してその福祉に必要な保護およびケアを確保することを約束し、この目的のために、あらゆる適当な立法上および行政上の措置をとる。
3. 締約国は、子どものケアまたは保護に責任を負う機関、サービスおよび施設が、とくに安全および健康の領域、職員の数および適格性、ならびに職員の適正な監督について、権限ある機関により設定された基準に従うことを確保する。

ご案内

障害児の子育てや療育に大きなダメージを与えた障害者自立支援法は廃止になることが決まり、新法に向けての議論が「障がい者制度改革推進会議」で急ピッチに進んでいます。しかし、この委員の中には障害児分野の専門家や当事者は入っておらず、現状を正確に把握し、問題解決のための方向が必ず明確に出ているわけではありません。一方、保育分野は新保育制度(案)では契約制度や最低基準の緩和など、待機児解消のためといわれていますが、むしろ保育条件の後退が危惧される報告です。

★★★情勢を学びあい、何が問題なのかを考え、
いっしょに運動を進めていく方向を作り出す機会にしましょう★★★

日程

△2010年5月23日(日) ▽1時30分から4時半まで

会場

◆子どもみらい館

特に申し込みは必要ありません。
当日ご参加ください。

子どもの未来をつくる仕事 ~保育・療育ともに支えあう障害児の発達

情勢報告

中村尚子(持ち込ませない会副代表 立正大学)

問題提起①

「新保育制度はどこが問題か」 ☆岡崎祐司さん(佛教大学)

問題提起②

「障害児のこれからと児童福祉法の問題点」

☆白石正久さん(龍谷大学)

連絡先 〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85(事務局池添)
TEL:075-465-4130 FAX:075-465-4151 mail:rakuraku@ma3.seikyou.ne.jp

国連(ジュネーブ)子どもの権利委員会(5月27・28日)へ! 私たちの声を届けよう

子どもの権利条約で定められている日本の実態についての審査の時期が迫ってきました。国連の子どもの権利委員会は、この日、日本政府の報告書(条約批准から3回目の報告書)を審査します。私たちは「子どもの権利条約市民NGO報告書をつくる会」に障害者自立支援法の違法性を訴える報告を提出、その内容は、権利委員会へのNGOレポートに書き込まれています。

市民NGOでは国連の審査を傍聴するツアーを企画し、参加者を募集しています。

応益負担を持ち込ませない会は、『子どもの権利と障害者自立支援法』(全障研出版部刊)の保護者の声を英訳しました。これを、権利委員会の委員に直接届けるために、いざ、ジュネーブへ!

★スケジュール★

5月25日(火) ツアー出発 5月26日(水) 子どもの声を届ける会の子どもプレゼンテーション
5月27日(木) 本審査 委員とのパーティー 5月28日(金) 本審査 終了後帰路出発
5月29日(土) 帰国

●旅行代金 189,000円

♪くわしくは DCI日本支部のホームページを <http://www.dci-jp.com/index2.html>

要 望 書

厚生労働大臣 長妻 昭 様

全国発達支援通園事業連絡協議会
会長 近藤 直子

子どもはみな、未来への可能性を秘めて生まれてきます。可能性は、安全で安定して過ごすことができる環境の下で、初めて現実のものになります。

障害がある、あるいは育ちに何らかの弱さや困難を抱えている子どもは、安心して自らの可能性を発揮しにくい条件に置かれています。体の緊張がきつく抱かれることに不安を感じる、大きな音が苦手で子ども集団に入ることができにくい、触れられることが苦手で入浴のたびに泣き喚く。子どもが不安なだけでなく、若い父母もまた安心して子育てができにくく、親子で辛い思いをしている家庭が、わが国でも 10%近くに達します。

こうした子育てを支え、乳幼児期の親の生活が安定し、安心して世界を広げられるようにしていけない支援を行うことを、私たちは「療育」と呼んでいます。療育の整備が進んだ地域では、ゼロ歳の時期から、また障害があるからではなく育ちに困難を抱えていることに対して、父母と療育者が協力して安定した生活と楽しい遊びを子どもに保障していますが、まだ限られた人しか利用できない地域が多いのも事実です。また「子どもの権利条約」第 28 条において「可能な場合にはいつでも無償で」とされている療育費用が、「障害者自立支援法」制定以降、医療費の負担や給食費の実費負担、きょうだいの保育料など、障害の無い子どもよりも余分に求められるといった矛盾が明らかになっています。

どこに生まれても、子どもの状態と可能性を踏まえたていねいな子育てへの支援が、安心して受けられるようにと願い、以下のことを陳情します。

連絡先：全国発達支援通園事業連絡協議会 事務局

〒463-0053 名古屋守山区小幡千代田 24-17

発達センターちよだ内

Tel052(792)7277 fax052(792)7558

e-mail zentuken@yahoo.co.jp

要望項目

1. 障害が否かに関わらず、子どもが必要としている支援を安心して受けられるように、発達支援の仕組みをすべて「児童福祉法」に位置づけてください。

2. 療育にかかる費用は義務教育と同様「無償」にしてください。

3. 日本のどこに生まれても療育が受けられるように、国として整備計画を立ててください。

◎署名は、ボールペンまたは、サインペンでお願いします。お手数ですが、住所は都道府県名からご記入願います。また、「リ」は、無効になりますので、ご協力をお願いします。

◎右端に、捺印またはサインをお願いします。

氏 名	住 所	印
	都道 府県	
	都道 府県	